

平成24年11月26日

学生各位

学生生活課

入学料及び授業料免除選考基準の一部改正について

入学料及び授業料の免除を受けるためには、家計基準と学業成績基準のどちらの基準も満たさないと免除は受けられません。

このたび学業成績基準の見直しがあり、その結果、学業成績評点の算出の計算式及び標準修得単位数、学業成績基準点が改正になりました。

については、別紙のとおり改正点をお知らせします。

なお、基準改正の施行日は平成25年4月1日です。

担当：学生生活課 授業料免除担当

TEL (0952) 28-8486

入学料及び授業料免除選考基準の一部改正について(25. 4.1施行)

別紙

改正後		現行
学業成績評点 = $\frac{\text{秀の単位数} \times 4 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{修得単位数合計}}$	←	学業成績評点 = $\frac{\text{秀の単位数} \times 3 + \text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数} \times 1}{\text{修得単位数合計}}$
入学料免除関係 大学院修士・博士前期課程1年次に入学する者 大学学部在学中の成績が算定式により算定した学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.1以上の者</u>	←	入学料免除関係 大学院修士・博士前期課程1年次に入学する者 大学学部在学中の成績が算定式により算定した学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.0以上の者</u>
授業料免除関係 標準修得単位数 在学年次 第2年次 第3年次 第4年次 第5年次 第6年次 標準修得単位数 30単位 60単位 90単位 120単位 <u>120単位</u>	←	授業料免除関係 標準修得単位数 在学年次 第2年次 第3年次 第4年次 第5年次 第6年次 標準修得単位数 30単位 60単位 90単位 120単位 <u>150単位</u>
授業料免除関係 学部2年次以上に在学する者 前年次までに標準修得単位数を修得し、かつ、成績が算定式により算定した学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.1以上の者</u>	←	授業料免除関係 学部2年次以上に在学する者 前年次までに標準修得単位数を修得し、かつ、成績が算定式により算定した学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.0以上の者</u>
授業料免除関係 大学院修士・博士前期課程第1年次に在学する者 大学学部在学中の学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.1以上の者</u> 又は入学試験の成績が本人の属する専攻において優秀な者とする。	←	授業料免除関係 大学院修士・博士前期課程第1年次に在学する者 大学学部在学中の学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.0以上の者</u> 又は入学試験の成績が本人の属する専攻において優秀な者とする。
授業料免除関係 大学院修士・博士前期課程第2年次に在学する者 第1年次における修得単位数が8単位以上あって、かつ、その学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.1以上の者</u> とする。	←	授業料免除関係 大学院修士・博士前期課程第2年次に在学する者 第1年次における修得単位数が8単位以上あって、かつ、その学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>2.0以上の者</u> とする。
授業料免除関係 次のいずれかに該当する者は、特例として、学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>1.8以上の者</u> とする。 (1) 主たる家計支持者を失った者 (2) 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者 (3) 障害者 (4) 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女	←	授業料免除関係 次のいずれかに該当する者は、特例として、学業成績評点(小数点以下第2位を四捨五入)が <u>1.7以上の者</u> とする。 (1) 主たる家計支持者を失った者 (2) 生活保護法による被保護世帯及びこれに準ずると認められる世帯に属する者 (3) 障害者 (4) 原子爆弾による被爆者及び被爆者の子女